

平成 29 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 ア ル ヒ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 CEO 兼 COO 濱 田 宏
(コード番号：7198 東証)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 吉 田 恵 一
(TEL 03-6229-0777)

株式の売出しに関する取締役会決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出しの実施を承認する旨決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

○決議内容

(1) 売出株式の種類及び数

①当社普通株式 18,040,300 株 (引受人の買取引受による売出し分)

下記(4)①(a)記載の引受人の買取引受による国内売出し (以下「引受人の買取引受による国内売出し」といいます。)に係る株式数は 10,824,200 株を、下記(4)①(b)記載の海外売出し (以下「海外売出し」といいます。)に係る株式数は 7,216,100 株を目処としますが、その最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数 18,040,300 株の範囲内で、需要状況等を勘案の上、平成 29 年 12 月 5 日 (売出価格決定日) に決定される予定であり、その承認については代表取締役に一任します。

②当社普通株式 上限 1,082,500 株 (オーバーアロットメントによる売出し分)

下記(4)②記載のオーバーアロットメントによる売出し (以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)は、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、野村証券株式会社が、その需要状況等を勘案し、1,082,500 株を上限として行う売出しであり、需要状況等により売出株式数が減少し、又は売出しが全く行われない場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、平成 29 年 12 月 5 日 (売出価格決定日) に決定される

予定であり、その承認については代表取締役に一任します。

(2) 売出価格

未定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成 29 年 12 月 5 日（売出価格決定日）に決定される予定であります。）

(3) 売出人及び売出株式数

①引受人の買取引受による国内売出し

CJP CSM Holdings, L.P.	10,015,700 株
東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合	808,500 株

②海外売出し

CJP CSM Holdings, L.P.	7,216,100 株
------------------------	-------------

③オーバーアロットメントによる売出し

野村証券株式会社	上限 1,082,500 株
----------	----------------

(4) 売出方法

国内及び海外における同時売出しとします。

①引受人の買取引受による売出し

(a) 引受人の買取引受による国内売出し

日本国内における売出しとし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、UBS証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及び株式会社SBI証券（以下「国内引受人」と総称します。）を引受人として、引受人の買取引受による国内売出しに係る全株式を引受価額で連帯して買取引受させます。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社であります。但し、海外売出しが中止された場合は、引受人の買取引受による国内売出しも中止されます。

(申込期間) 平成 29 年 12 月 7 日（木曜日）から
平成 29 年 12 月 12 日（火曜日）まで

(申込株数単位) 100 株

(受渡期日) 平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）

(b) 海外売出し

海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における売出しとし、Nomura International plc、UBS AG, London Branch 及び Mizuho International plc を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外幹事引受会社（以下国内引受人と合わせて以下「引受人」と総称します。）に、海外売出しに係る全株式を引受価額で総額個別買取引受させます。但し、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、海外売出しも中止されます。

(申込株数単位) 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込株数単位と同一とします。

(受渡期日) 引受人の買取引受による国内売出しにおける受渡期日と同一とします。

②オーバーアロットメントによる売出し

野村証券株式会社がCJP CSM Holdings, L.P. から1,082,500株を上限として借り入れる当社普通株式を引受人の買取引受による国内売出しと同一の条件により売り出すものとします。但し、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止されます。

(申込期間) 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込期間と同一とします。

(申込株数単位) 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込株数単位と同一とします。

(受渡期日) 引受人の買取引受による国内売出しにおける受渡期日と同一とします。

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「グローバル・オフアリング」と総称します。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社とします。

(5) 引受人の対価

引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しについて引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額が引受人の手取金となります。

(6) 上記各号のほか、当社普通株式の売出しに関して取締役会における承認が必要な事項については、今後開催する予定の取締役会において承認する予定であります。

(7) 上記各号のうち引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関するものについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(8) 引受人の買取引受による国内売出しに当たり、当社は、引受人に対し、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、150,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社グループ社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

以上

【ご参考】

1. 売出しの概要

- (1) 売出株式数 ①当社普通株式 18,040,300 株（引受人の買取引受による売出し分）
（うち引受人の買取引受による国内売出し 10,824,200 株、海外売出し 7,216,100 株）
最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数 18,040,300 株の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記（3）記載の売出価格決定日に決定される予定であります。
- ②当社普通株式 上限 1,082,500 株（オーバーアロットメントによる売出し分）
- (2) 需要の申告期間 平成 29 年 11 月 28 日（火曜日）から
平成 29 年 12 月 4 日（月曜日）まで
- (3) 売出価格決定日 平成 29 年 12 月 5 日（火曜日）
（売出価格は、仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される予定であります。）
- (4) 申込期間 平成 29 年 12 月 7 日（木曜日）から
（国内） 平成 29 年 12 月 12 日（火曜日）まで
- (5) 受渡期日 平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）
- (6) オーバーアロットメントによる売出しについて

引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により売出株式数が減少し、又は売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が CJP CSM Holdings, L.P.（以下「貸株人」といいます。）から借り入れる当社普通株式 1,082,500 株（上限）（以下「借入株式」といいます。）であります。これに関連して、貸株人は野村証券株式会社に対して、1,082,500 株を上限として、平成 30 年 1 月 11 日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」といいます。）を付与する予定であります。

また、野村証券株式会社は、借入株式の返却を目的として、上場（売買開始）日（平成 29 年 12 月 14 日）から平成 30 年 1 月 5 日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、みずほ証券株式会社及び UBS 証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数（以下「上限株式数」といいます。）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及び UBS 証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合が

あります。シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより貸株人への返却に代えることとします。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

株主の皆様に対する利益配分と継続的な企業発展を経営の最重要課題と認識しており、ROE を重視し適正なレバレッジを維持しながら、充分な成長投資を実施した上で、余剰資金については積極的な配当などにより総還元性向を高めていく考えであります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために有効活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向 30～40%を目標として、株主の皆様継続的な期末配当を行うことを基本方針としており、このほか年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、現時点においては、利益配分の増加策の具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の2決算期間の配当状況

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
基本的 1 株当たり当期利益 (連 結)	33.70 円	91.94 円
1 株 当 たり 配 当 額 (うち 1 株当たり中間配当額)	－ 円 (－ 円)	－ 円 (－ 円)
配 当 性 向 (連 結)	－ %	－ %
親会社所有者帰属持分当期利益率 (連 結)	6.9%	17.0%
親会社所有者帰属持分配当率 (連 結)	－ %	－ %

- (注) 1. 上記指標は、国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成した連結財務諸表に基づいております。
2. 基本的 1 株当たり当期利益 (連結) は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、連結会計年度中の発行済普通株式の期中平均株式数により除して算出しております。
3. 当社は平成 29 年 10 月 13 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、平成 28 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的 1 株当たり当期利益 (連結) 及び 1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) を算定しております。
4. 1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)、配当性向 (連結) 及び親会社所有者帰属持分配当率 (連結) は普通株式に係る配当について示しており、平成 28 年 3 月期及び平成 29 年 3 月期については、普通株式に係る配当を実施していな

いため記載しておりません。

5. 親会社所有者帰属持分当期利益率（連結）は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社所有者帰属持分（期首・期末の平均）で除した数値であります。
6. 親会社所有者帰属持分当期利益率（連結）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

3. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、売出人及び貸株人である CJP CSM Holdings, L.P.、当社の株主である SBIホールディングス株式会社、濱田 宏、アルヒグループ社員持株会、五十川 毅、細野 恭史、井上 明大、荻野 大輔、市川 裕康、小松 俊介、吉田 恵一、土門 智康、宮脇 訓晴、木原 亮、岡田 通孝及び若松 智彦並びに当社の新株予約権者である当社グループの役職員 108 名（株主である者を除く。）は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含みます。）後 180 日目の日までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等（但し、売出人によるグローバル・オフアリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し、グリーンシューオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除きます。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オフアリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等（但し、株式分割による新株式発行等を除きます。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

(注) 上記「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

この文書は予定されている当社普通株式の上場に伴う株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。